

2021年10月14日

報道関係者向けCOP26事前説明会

パリ協定第6条交渉について

気候変動とエネルギー領域
副ディレクター

高橋健太郎

パリ協定第6条の全体像

パリ協定
6条の
目的

緩和及び適応に関する行動を一層野心的なものにし、
持続可能な開発及び環境の保全を促進するための自主的な協力
(炭素市場におけるクレジット取引のルールに関係)

6.2

国際的に移転したクレジット
の排出削減目標への活用
ガイダンス策定

6.4

新たな国連のクレジットメカ
ニズムのルール、モダリティ、
実施手続き

6.8

非市場アプローチ

市場アプローチ (クレジット)

国際的に移転するクレジット活用のためのガイダンス (6.2)



CORSIA



その他CORSIAで認められたスタンダード

国連メカニズム (6.4)



CDM

略：CDM (Clean Development Mechanism)



移管予定

パリ協定
第6条4項

非市場アプローチ

緩和、適応、資金、キャパビル等

非市場アプローチを通じた支援



パリ協定第6条のルール交渉



パリ協定
6条の
交渉経緯

パリ協定
6条ルールの
採択プロセス

要請

SBSTA	
英語略称	Subsidiary Body for Scientific and Technological Advice
和訳	科学上及び技術上の助言に関する補助機関会合
役割	CMAで採択するための、各種ルール案の作成と提言

提言

CMA	
英語略称	Conference of the Parties serving as the meeting of the Parties to the Paris Agreement
和訳	パリ協定締約国会議
役割	パリ協定の実施に関するルールを採択

パリ協定
ルールブック
(6条)

- 6.2** ガイダンス（相当調整や報告ルール等）
- 6.4** ルール・モダリティ・実施手続き
- 6.8** ワークプログラム（今後の作業計画など）

COP26の6条交渉スケジュール（見込み）

1週目（10/31-11/6）

SBSTA（科学上及び技術上の助言に関する補助機関会合）、SBI（実施に関する補助機関会合）

（11月6日までに専門家でルールや技術的な論点について議論）



パリ協定第6条及びCDM関連会合で、合計20時間程度の交渉か

コンタクトグループ
会合
（交渉全体概要を話す）



6条交渉官会合
（専門家レベル）



主席交渉官会合
（審議官級）



6条交渉官会合
（専門家レベル）



コンタクトグループ
会合
（技術レベル議論終了）



SBSTA
プレナリー

2週目（11/8-11/12）

閣僚級コンサルテーション

【6条の政治レベルの論点】

適応への貢献、CDMの移管、6.4項の相当調整



閉会
プレナリー
（11/12）

延長？
（11/13 又は14？）

6.2項の決定内容(案)

ITMOsの定義や参加要件

ITMOs (クレジット) を明確化、また、参加国に求める事項 (インベントリ整備等)

ITMOsの報告のサイクル

初期報告、年次情報報告、定期報告 (2年に一度)

6条データベース

各国が毎年報告するクレジットの情報をとりまとめるもの

適応への支援

6.2項の適応への支援の在り方 (義務的な課税か、自主的な支援か)

政治レベルで決定!!

相当調整の方法

平均法やトラジェクトリー法 (JCMは平均法検討)

※二重計上を防止する方法

自主的炭素市場に重要!!

レビューの基本的な位置づけ

報告された内容 (獲得したクレジット量等) を6条専門家がレビュー

中央計算報告プラットフォーム (CARP)

6条データベースや登録簿を含めたもの

2022年以降の作業スケジュール

報告様式の作成、6条専門家レビューの手続き、相当調整の具体的な方法等

※CARP (Central Accounting Reporting Platform) 、JCM (Joint Crediting Mechanism : 二国間クレジット制度)
ITMOs (Internationally Transferred Mitigation Outcomes : 国際的に移転された緩和成果)

政治レベルの議論：6.2項

主要論点

適応への支援を自主的とするか、義務的とするか

途上国の意見

ITMOsに対し、6.2項において
[2%・5%・X%分]を適応のために課税

- 国際的に移転するクレジット全てに課税

VS

先進国の意見

6.2項では、SOPは適用されない
6.4項のクレジットにのみ適用

- 国連メカニズムのクレジットにのみ課税

SOP(Share of proceeds for adaptation)：適応費用

例えば

クレジット 

$$1,000,000 \text{ トン} \times 2\% = 20,000 \text{ トン}$$

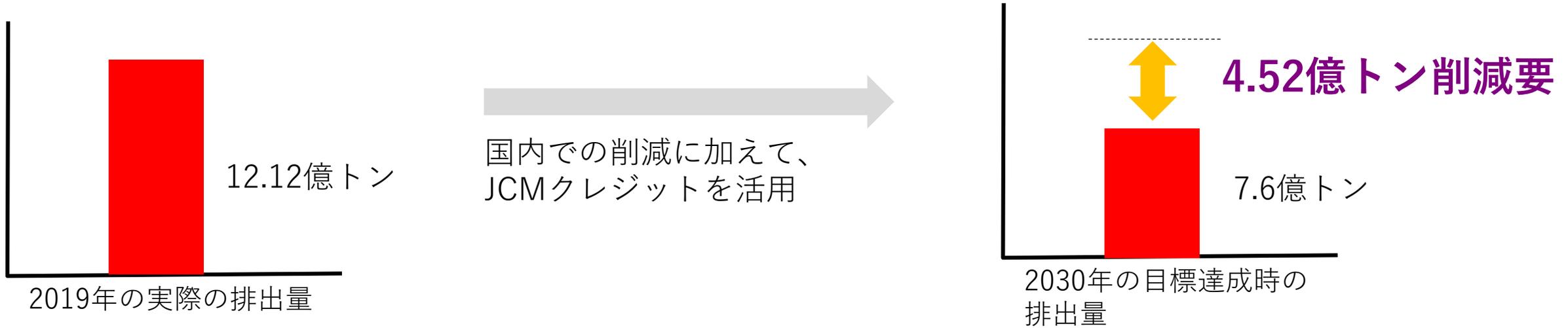
クレジット
= 適応費用

20,000 トン

→ 適応支援へ



日本にとっての6.2項



2021年9月3日発表 地球温暖化対策計画（案）

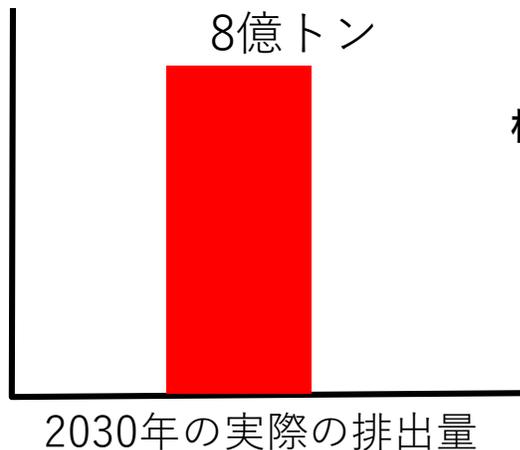
官民連携で2030年度までの累積で1億t-CO₂程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。
我が国として獲得したクレジットを我が国のNDC達成のために適切にカウントする。

JCM（二国間クレジット制度）のクレジットを2030年の目標達成に活用する際に、
相当調整を適用し、二重計上を回避し、透明性のある方法でUNFCCCへ報告する。

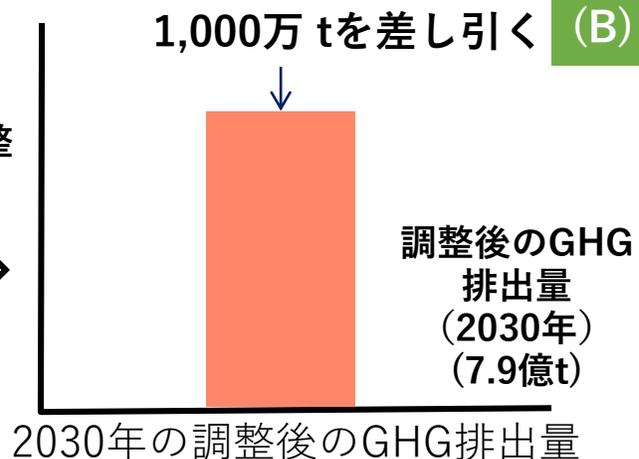
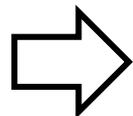
相当調整の適用とその影響

JCMの場合 (イメージ)

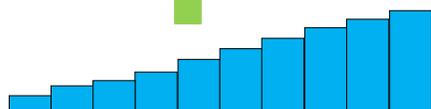
日本
(獲得国)



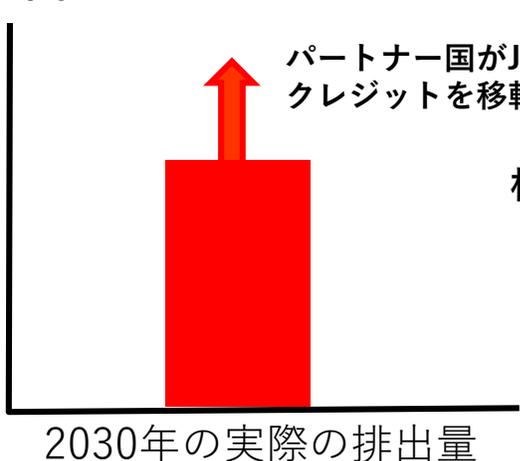
相当調整



日本が仮にNDC実施期間の10年間で
JCMクレジットを1億トン獲得し、目標達成に活用を想定

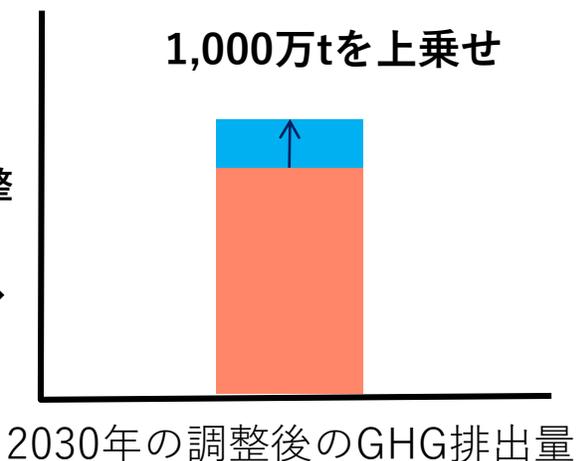
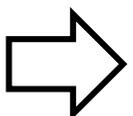


パートナー国
(移転国)



パートナー国がJCM
クレジットを移転

相当調整



6.2項における相当調整 (平均)

- 1 相当調整の方法を選択する必要有
- 2 NDC実施期間中に使用されるITMOsの累積獲得量 (A)を算定
- 3 累積獲得量(A)をNDC実施期間年数で割り平均取得量 (B)を算定
- 4 NDC目標年の排出量に(B)を相当調整する。

6.4項の決定内容(案)

6.4項の定義や参加要件

6.4項の定義に加え、CMAの役割、参加するホスト国に求められる要求事項

6.4項メカニズムにおけるサイクル

登録、バリデーション、モニタリング、検証、発行などのサイクルの基本的方針

適応のための課税的措置 (SOP)

SOPの徴収率の設定 (2~5%)

CDMの移管、相当調整

政治レベルで決定!!

プロジェクトとクレジットの移管、NDC対象外のクレジットの一時的な相当調整の免除

6.4項の監督組織と事務局

メンバー構成、機能や役割、監督組織を支える事務局の設置

ベースラインや追加性の定義

方法論 (温室効果ガス削減を算定方法) や追加性の原則

意外と重要!!

世界全体の排出削減 (OMGE)

一定の割合でクレジットを取消 (クレジットを他に使用できないようにする)

2022年以降の作業スケジュール

具体的なCDMの移管方法や、監督組織の運営に必要な詳細ルール作成、方法論作成等

※OMGE (Overall Mitigation in Global Emissions)
SOP (Share of proceeds)

▶ 詳細なルールメイキングにあと2-3年必要

政治レベルの議論：CDMの移管

CDM理事会

登録CDMプロジェクト

7,849

のうちクレジット期間が有効なプロジェクトは**2,834件**

*UNFCCC事務局による推計値



発行済みクレジット

約21億トン

クレジット発行のポテンシャル量*

約27億トン (2008-2012)

約7億トン (2013-2020)

*UNFCCC事務局による推計値

移管

6.4監督組織

登録CDMプロジェクト

???

移管可能なクレジットは?

???

後発開発途上国 (LDC) グループ
「適切な移管が行われないと
世界全体で約7.6億トンの
排出量が増加すると注意喚起」

出典：LDCの意見表明書

https://www ldc-climate.org/wp-content/uploads/2021/09/210603_Article-6-and-CDM.pdf

2008 京都議定書第1約束期間・第2約束期間

2021 パリ協定の実施

主要論点

- CDMクレジット移管に反対する国が最後まで粘るか。
- 妥協案をブラジル・インド等の国が受け入れられるかどうか。

これからプロジェクトに参加したい場合

6.4項で新規プロジェクトを形成

(新たなルールに従う)



6.8項の決定内容(案)

6.8項の枠組み

非市場アプローチの基本的な指針

6.8項のガバナンス

非市場アプローチフォーラムの設立（年2回開催）

6.8項の報告サイクル

毎年CMAで報告。CMA6で見直し

6.8項のワークプログラム（作業計画）

ワークショップ、関係者との会議、サブミッション、技術ペーパー等

6.8項のウェブベースのプラットフォーム

非市場アプローチに関する情報を記録・共有

2022年以降の作業スケジュール

2027年？（元々2025年を提案）に制度的な取り決めに関してCMAへ提言

▶ 6.8項について、政治的な論点はない。一方で、6.2項及び6.4項の政治的論点解決のために、6.8項が交渉カードになることはあり得る。

COP26のシナリオとそれによる影響

シナリオ 1 COP25議長テキストに近い合意（又は本当に必要なものだけ合意）

- 6条の更なる詳細ルール作り、インフラ整備の開始
- 自主的炭素市場では、プロジェクトづくりに向けた準備（但し、相当調整を踏まえたルール等への対応要）

- 今後、報告の準備、各国に対するキャパシティビルディングが重要。
- 特に6.4項の詳細ルールは2-3年。

シナリオ 2 抜け穴のある妥協案（特に6.4項の相当調整の一時的措置）

- 合意の意味について、各国で解釈が異なる可能性
- COP27以降、詳細ルール作成時に、より厳格なルールが作成される可能性有

シナリオ 3 合意ができなかった場合

- 6条に関して、急激に関心が薄れる可能性有。国連交渉における意思決定プロセスの限界
- 民間ベースで取組が加速する可能性。自ら正しいと思う道を選ぶ時代か

ISAP2021の案内：6条の結果報告



ISAP 2021
IGES

未来を導く決定的な10年:

気候、生物多様性と他の地球的課題の統合的な解決を目指して

- ホーム
- コンセプトノート
- プログラム
- アクセス

本大会オンライン参加登録フォーム
本大会各セッション登録フォーム

開催日時:
本大会:
2021年11月24日 (木) バシフィコ横浜 [ハイブリッド開催]
テーマ別大会:
2021年11月25日 (木) ~12月3日 (金) IGES 葉山本部 [オンライン開催]

テーマ別大会については各自参加登録フォームをご覧ください。



テーマ別大会 3 26 November 2021 15:00 - 16:00

パリ協定第6条の交渉結果と今後の炭素市場の展望

企業のカーボンニュートラル目標達成に向けた一つの戦略として、オフセットクレジットの活用が検討されています。本セッションは、COP26で議論されたパリ協定第6条の結果について詳細を解説し、その結果を踏まえ、今後規模拡大が予想されている自主的炭素市場を含む、世界全体の炭素市場の展望について議論することを目的としています。本セッションでは、IGES研究員がパリ協定第6条の交渉の結果について発表し、専門家と今後の炭素市場の展望について議論を展開します。

スピーカー

- 
田口 達
IGES 気候変動とエネルギー領域
プログラムマネージャー
- 
高橋 健太郎
IGES 気候変動とエネルギー領域
副ディレクター
- 
浦口 あや
コンサベーション・インターナショナル・ジャパン
テクニカル・ディレクター

PREV | NEXT

f t in e JP EN

ISAP2021 (6条セッションページ) : <https://isap.iges.or.jp/2021/jp/t3.html> (登録ページは後日公開)
ISAP2021 (全体参加登録ページ) : <https://isap.iges.or.jp/2021/jp/index.html>

ご清聴ありがとうございました。

気候変動とエネルギー領域 / 副ディレクター

高橋健太郎

IGES Institute for Global Environmental Strategies
公益財団法人 地球環境戦略研究機関